

特定非営利活動法人足立区地域で子どもを育てる会内規

特定非営利活動法人足立区地域で子どもを育てる会以下あちこち会と云う。
あちこち会内規は理事会の承認を得て変更することがある。

入会金及び会費

* 個人会員又は団体会員の入会金及び会費は下記のとおりとする。

個人	入会金	年会費	団体	入会金	年会費
正会員	¥2,000	¥10,000	正会員	¥20,000	¥100,000
協力会員	¥1,000	1口 ¥1,000以上	協力会員	¥5,000	1口 ¥5,000以上

- * 入会金はあちこち会の趣旨に賛同した入会希望者が入会時に年会費とともに支払う事。
- * 正会員の会費は毎年6月1日より11月30日を前期、12月1日より次年5月31日を後期とする。
- * 11月30日以前の入会は年会費全額、12月1日以後の入会は年会費の半額とする。
- * 正会員の会費は前期、後期の2回に限り分納することができる。
- * 協力会員の会費は一口以上とし、入会時期に関わらず事業年度ごとに支払う事。
- * 入会金及び会費の納入は事務局に現金又は銀行振り込みにて支払う事。
尚、銀行振り込み手数料は送金者の負担とする。
- * 既に納入した入会金及び年会費は理由の如何を問わず返却しない。

謝礼金等

事業に従事した正会員及び協力会員には下記要項により謝礼金等を支払う。
但し、無償受託事業又はPR活動、地域貢献その他自主事業に対しては謝礼金等は支払わない。

会員種類	運営責任者	事業従事者	交通費
正会員	¥2,000	¥1,000	実費
協力会員	×	¥500	実費
ボランティア	×	×	×

- * 謝礼金の支払い単位は午前・午後・夜間の3ブロックとする。
ブロック単位は夜間以外は概ね4時間とし各事業時間の2/3以上従事する事。
- * 運営責任者＝ あちこち会の正会員で事業運営に従事した事業運営責任者。
理事会の承認を得て依頼をした正会員以外の事業運営に従事した事業運営責任者。
- * 事業従事者＝ あちこち会の正会員で事業運営責任者以外で事業運営に従事した者。
協力会員で事業運営に従事した者。
- * 交通費＝ 正会員または協力会員で、事業に参加する為要した居住地から会場までの交通費の実費。
公共交通(バス、電車)を利用し且つ最低料金とする。
あちこち会で事業で使用する物品の運搬を依頼した自動車等の駐車料金等に対し
往復千円を支払う。尚あちこち会は運搬中の交通事故等に於ては責任を負いません。
- * 午前・午後にわたり事業に従事する場合でも、食事代金は支給しない。
- * 各事業責任者は事業終了後、事業報告書に必要事項を記入の上、概ね1カ月以内に事務局に提出する事。
- * 事務局は提出された事業報告書を基に支払いの算出をする事。
- * 事務局に事業報告書が提出されない場合は謝礼金等は支払わない。
- * 会員に支払う謝礼金等は所得税の源泉徴収は行わない。

材 料 の 購 入 等

- * 事業開催に必要な教材等の購入は事前に事務局の了承を得る事。
- * 各回の事業に必要な費用は概ね1回ごとに決められた予算枠内とし、且つ年間予算を超えない事。
- * 事務局に購入依頼をする、教材等は詳細を記入した書類を、日時に余裕を持って提出する事。
- * 教材等の購入で立替金が生じた時は、速やかに領収書等を添え事務局に請求する事。
- * 事務局より提供された前渡金で教材等を購入した時は、遅滞なく残金及び領収書等を提出し決済する事。

事 務 局 の 決 済

- * 事務局は会員から提出された事業報告書による請求及び教材等の購入に係る立替金が正当と認められた時は支払いに応じなければならない。
- * 教材等の運搬費用は事由発生後概ね1カ月以内に事務局に必要な書類を添え請求する事。
- * 事務局は謝礼金、交通費、運搬を依頼した自動車等の費用は概ね3カ月まとめて翌月以降の指定した日に支払う。
- * 事務局は会員より立替金の支払いを求められた時は遅滞なく支払う。
- * 事務局からの支払いは、現金又は会員の指定する銀行口座に振り込み決済する。
尚、口座振り込み手数料は受取者の負担とする。

以上。

平成24年6月1日より施行